



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 陽 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 犬 養 岬 太  
( コ ー ド 番 号 7 9 4 6 )  
問 い 合 せ 先 取 締 役 業 務 本 部 長 富 正 俊  
( T E L 0 3 - 5 6 1 5 - 9 0 6 1 )

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することとし、そのための議案を、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 69 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

また、当社は、平成 19 年 8 月 17 日開催の取締役会において「役員退職慰労金内規」を廃止しており、取締役に対する報酬は毎月支払われる固定報酬のみとなっております。そのため、今般、本制度を導入するにあたっては、上記の目的を踏まえたうえで、優秀な人材に対するリテンション効果をもたせるための制度設計を行っております。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものであります。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、昭和 62 年 6 月 23 日開催の第 39 回定時株主総会において、月額 25 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいで

おりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬の限度額は、優秀な人材に対するリテンション効果をもたせるために、5年から10年分に相当する金額を一括して支払うため、年額1億20百万円といたします。一方、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は10年から30年の間としております。各対象取締役への具体的な配分については、独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において審議、決定することといたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年660千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

以上